

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律において「高度化基盤整備」とは、製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備することをいう。 （基本方針） 第三条（略） 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 （略） 二 高度化基盤整備に関する基本的な事項 三・四 （略） 3 基本方針は、食品の製造又は加工の過程における衛生管理及び品質管理に関する国際的動向を踏まえ、製造過程の管理の高度化が国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めるものとする。 4 （略） （高度化基準の認定）	（定義） 第二条（略） 2 （略） （新設） （基本方針） 第三条（略） 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 （略） （新設） 二・三 （略） （新設） 3 （略） （高度化基準の認定）

第四条 (略)

2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 高度化基盤整備の内容に関する基準

3 (略)

(削る。)

(高度化計画の認定)

第六条 食品の製造又は加工の事業を行う者（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第三号に規定する中小企業者であるものに限る。第八条第一項において同じ。）は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程の管理の高度化に関する計画（以下「高度化計画」という。）を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

(高度化計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る高度化計画を変更しようとするときは、当該変更に係る高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならない。

第四条 (略)

2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3 (略)

第六条及び第七条 削除

(高度化計画の認定)

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第三号に規定する中小企業者であるものに限る。）は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程の管理の高度化に関する計画（以下「高度化計画」という。）を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

(高度化計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る高度化計画を変更しようとするときは、当該変更に係る高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならない。

2 認定法人は、前条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る高度化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第十条第一項において「認定高度化計画」という。）に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができる。

（高度化基盤整備計画の認定）

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、高度化基盤整備に関する計画（第六条第一項の認定を受けることができるものを除く。以下「高度化基盤整備計画」という。）を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化基盤整備計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 高度化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高度化基盤整備の目標

二 高度化基盤整備の内容及び実施時期
3 第六条第三項の規定は、第一項の食品の製造又は加工の事業を行う者について準用する。

（高度化基盤整備計画の変更等）

第九条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る高度化基盤整備計画を変更しようとするときは、当該変更に係る高度

2 認定法人は、認定事業者が前条第一項の認定に係る高度化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度化計画」という。）に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができる。

（新設）

（新設）

化基盤整備計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならない。

2| 認定法人は、前条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る高度化基盤整備計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定高度化基盤整備計画」という。）に従つて高度化基盤整備を行つていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができる。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）

第十条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けた者であつてその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定高度化計画又は認定高度化基盤整備計画に従つて製造過程の管理の高度化又は高度化基盤整備を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

2・3 （略）

（指定）

第十三条 第四条第一項の指定（以下この章において単に「指定

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）

第十条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であつてその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定高度化計画に従つて製造過程の管理の高度化を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

2・3 （略）

（指定）

第十三条 第四条第一項の指定（以下この章において単に「指定

「という。」は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、食品の種類ごとに、高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。

二 一般社団法人若しくは一般財団法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は直接若しくは間接の構成員の構成が高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

「という。」は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、食品の種類ごとに、高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。

二 一般社団法人若しくは一般財団法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は直接若しくは間接の構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(認定の義務)

第十六条 指定を受けた法人（以下「指定認定機関」という。）は、高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その認定のための審査を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第十七条 指定認定機関は、高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第十八条 指定認定機関は、高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務に関する規程（以下「認定業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第十九条 指定認定機関は、高度化計画及び高度化基盤整備計画

(認定の義務)

第十六条 指定を受けた法人（以下「指定認定機関」という。）は、高度化計画の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、高度化計画の認定のための審査を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第十七条 指定認定機関は、高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第十八条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務に関する規程（以下「認定業務規程」という。）を定め、厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画の認定の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第十九条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務の全部又は

の認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(指定の取消し等)

第二十二條 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を行ったとき。

四・五 (略)

附 則

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第二十二條 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて高度化計画の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで高度化計画の認定を行ったとき。

四・五 (略)

附 則

(この法律の廃止)

第二條 この法律は、平成三十五年六月三十日までに廃止するものとする。